



様式第5号

貸付担当

一部繰上償還申出書

			一部繰上償還予定年月	所属所名 コード(ゴム印)
			年 月	
会員氏名 職員番号(ゴム印)	区分	貸付種別	貸付番号	貸付年月日
	互助会	下記のいずれかに ○をつける		昭和・平成・令和 年 月 日

貸付種別	一般	住宅	教育	災害	自動車	医療	冠婚葬祭
------	----	----	----	----	-----	----	------

一部繰上償還額	
毎月償還額	円
ボーナス償還額	円
償還猶予金残	円

※ 毎月償還のみは10万円以上、ボーナス併用償還は20万円以上を記入してください。

※ ボーナス併用償還の場合は、繰上償還額の2分の1以上をボーナス償還に充当してください。

※ ボーナス償還に係る経過利息がある場合は、その額を加えた額が一部繰上償還額となります。

一部繰上償還後の償還方法 (希望する番号に○を記入)			
1	2	3	4
1回の償還額は 従前と同じくらい にする。	償還額を 毎月 円位に ボーナス 円位に する。	償還回数は 変更しない。	償還回数を 毎月 回に ボーナス 回に する。

※すでに償還した回数と繰上償還後の償還回数との合計が120回(10年)に満たなくなると住宅借入金等特別控除が受けられなくなります。

※申出時の未償還回数より回数を増やすことはできません。

※一部繰上償還後に、新たな償還額を変更することはできません。

※一部繰上償還後の償還方法1、2を選択された場合には、希望する償還額に差が出る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程第12条の規定に基づき借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還方法を上記のとおりとしたいので申し出ます。

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日

所属所名	TEL
会員住所	TEL
氏名	

※繰上償還予定月の前月15日(閉庁日のときはその前日)までに提出してください。

※繰上償還予定月に退職等の資格喪失が見込まれる場合は、繰上償還をすることができません。

※借換えをする場合、送金月に当該種別の貸付けを繰上償還することはできません。

※給料の月額を確認するため、給与支給明細書の写しを裏面に貼付してください。

給与支給明細書の写し貼付欄

記入例



様式第5号 貸付担当

一部繰上償還申出書

一部繰上償還予定年月	所属所名 コード(ゴム印)
元 年 8 月	福利小学校 40A99
貸付番号	貸付年月日
1 2 3 4 5 6	昭和・平成・令和 28年 7月 25日

会員氏名 職員番号(ゴム印)	区分	貸付種別
埼玉太郎 987654	互助会	下記のいずれかに ○をつける

貸付種別	一般	住宅	教育	災害	自動車	医療	冠婚葬祭
------	----	----	----	----	-----	----	------

一部繰上償還額	
毎月償還額	250,000 円
ボーナス償還額	250,000 円
償還猶予金残	0 円

※毎月償還のみは10万円以上、ボーナス併用償還
ください。
休業等で償還を猶予した
ことがあり、かつ、猶予した
金額が残っている場合は、
償還猶予金残欄に記入。
は、繰上償還額の2分の
1にしてください。
利息がある場合は、その
償還額となります。

繰り上げて入金したい金額を毎月償還額・ボーナス償還額欄に記入。

一部繰上償還後の償還方法 (希望する番号に○を記入)			
1	2	3	4
1回の償還額は 従前と同じくらい にする。	償還額を 毎月 _____ 円位に ボーナス _____ 円位に する。	償還回数は 変更しない。	償還回数を 毎月 _____ 回に ボーナス _____ 回に する。

- ※すでに償還した回数と繰上償還後の償還回数との合計が120回(10年)に満たなくなると住宅借入金等特別控除が受けられなくなります。
- ※申出時の未償還回数より回数を増やすことはできません。
- ※一部繰上償還後に、新たな償還額を変更することはできません。
- ※一部繰上償還後の償還方法1、2を選択された場合には、希望する償還額に差が出る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程第12条の規定に基づき借受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償還方法を上記のとおりとしたいので申し出ます。

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様

令和 元 年 5 月 10 日

所属所名	さいたま市立福利小学校	TEL	048 - 830 - 6701
会員住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂○-△-□	TEL	048 - 830 - XXXX
氏名	埼玉太郎		

- ※繰上償還予定月の前月15日(閉庁日のときはその前日)までに提出してください。
- ※繰上償還予定月に退職等の資格喪失が見込まれる場合は、繰上償還をすることができません。
- ※借換えをする場合、送金月に当該種別の貸付けを繰上償還することはできません。
- ※給料の月額を確認するため、給与支給明細書の写しを裏面に貼付してください。

一部繰上償還を希望される方へ

償還の種類	一部繰上償還（貸付金の一部返済）
提出書類	様式第5号「一部繰上償還申出書」
提出先	埼玉県教育局教育総務部福利課貸付・ライフプラン担当 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階 Tel.048-830-6701
提出期限	12月～8月の15日（土曜、日曜、休日等の場合は前日）
償還予定月	提出月の翌月（1月～9月）
納入期限	提出月の翌月の給料日（午前中まで）
繰上償還の方法	提出月の翌月初旬に福利課から所属所経由で送付する振込依頼書により、最寄りの金融機関から払い込んでください。（口座引落とし・給与控除ではありません。） また、納入期限を過ぎての払い込みはできません。
納入金額	一部繰上償還額に、ボーナス償還分の経過利息及び償還猶予金残額を加算した額。
繰上償還後の処理	入金確認後、新たな償還表を送付します。
定期償還額の変更時期	繰上償還予定月の翌月から、新しい定期償還額が控除されます。
繰上償還できない場合	・繰上償還予定月に退職等資格喪失が見込まれる場合 ・繰上償還予定月に借替を予定している場合
繰上償還の取消し	「一部繰上償還申出書」を提出後に繰上償還を取り消す場合は、福利課貸付・ライフプラン担当（電話 048-830-6701）まで御連絡ください。
住宅借入金等特別控除に係る留意点	既に償還した回数と、繰上償還後の償還回数との合計が120回（償還期間10年）に満たなくなる場合は、住宅借入金等特別控除が受けられなくなります。

申出書の記入上の注意事項

償還区分	ボーナス併用償還の方	毎月償還のみの方
申出書の区分	共済・互助会、貸付種別ごと（1種別につき1枚）に記入してください。	
貸付種別コード・貸付番号 ・貸付年月日	最新の償還表を確認の上、記入してください。	
一部繰上償還額	<ul style="list-style-type: none"> 毎月償還額とボーナス償還額の合計（繰上償還額）が20万円以上 繰上償還額の2分の1以上を、ボーナス償還分の返済に充当してください。（ただし、ボーナス償還分を全額返済する場合は除く。） なお、ボーナス償還分のみ繰上償還はできますが、毎月償還分のみ繰上償還はできません。	毎月償還額が10万円以上
一部繰上償還後の償還回数（4の欄）	毎月償還の回数は、繰上償還予定月末の未償還回数の範囲内で設定してください。ただし、償還回数を1回とすることはできません。また、ボーナス償還分のみ繰上償還を行う場合は、毎月償還分の回数の変更はできません。	
一部繰上償還後の1回当たりの償還額	ボーナス償還の回数は、毎月償還で設定した回数の6分の1以内で設定してください。	
	一部繰上償還後の1回当たりの償還額について調べる場合は、下記のホームページで算出できます。	
	<ul style="list-style-type: none"> 共済組合ホームページの「一部繰上シミュレーション」 https://www.kouritu.or.jp/saitama/tetsuduki/shikin/shokan/ichibu/index.html 互助会ホームページの「償還額試算シート」 http://www.gojo-saitama.jp/fukuri/lending-2/ 	
	毎月償還分については、他の貸付種別を含めた1回当たりの貸付償還金額の合計が給料月額（円未満切捨て）の10分の3（円未満切捨て）を超える設定はできません。	
	ボーナス償還については、給料月額（円未満切捨て）の10分の6（円未満切捨て）を超える設定はできません。	